

帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、原発事故による避難の結果、同居していた家族の別離が生じたとして、平成23年4月分から別離状態が解消した平成27年1月分までの日常生活阻害慰謝料（月額3万円の増額分）が賠償された事例。

1369

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X1 及び同 X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 精神的損害（増額分）

申立人ら世帯分 138万円

（期間 自 平成23年4月26日 至 平成27年1月31日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、金138万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年8月15日

（仲介委員 高畑拓）